

## 個別課題について

## (生活保護制度関係)

| No. | 個別課題名                         | 課題の趣旨目的  | 想定される事業内容<br>(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)   | 上限額     |
|-----|-------------------------------|--|---|---------|
| 1   | 保護施設の支援機能の実態把握と課題分析に関する調査研究事業 | <p>保護施設(救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(医療保護施設を除く。))は、他法他施策優先の中、最後のセーフティネットとしての役割を担い、様々な障害や生活課題を抱える者に対して、多様なニーズを受け止めているところであり、各施設における入所者への支援内容は様々である。</p> <p>そのため、それぞれの施設の実態把握を通して保護施設の支援機能を明らかにするとともに、様々な生活課題を抱える者への支援体制について課題分析を行う。</p>   | <p>1. 具体的内容・手法<br/>全国の保護施設を対象とした調査(郵送調査、インタビュー調査)を実施し、それぞれの施設における利用者の状況や支援内容などの現状を把握し、今後の課題を明らかにすること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>保護施設の現状と課題を含めた内容について調査報告書としてまとめること。<br/>なお、報告書の内容については、今後の保護施設の施設体系を検討する際の基礎資料として活用できるものとする。</p>  | 1,500万円 |
| 2   | 主観的最低生活費の試算に関する調査研究事業         | <p>現在、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連における相対的なものとして設定されているが、平成29年の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書(平成29年12月14日)において、一般低所得世帯の消費水準との均衡に着目する現行の検証手法について様々な課題が指摘され、その中で、最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、新たな検証手法の開発が求められるとの指摘がなされている。</p> <p>この生活扶助基準の検証手法の開発に関しては、第5回(平成23年9月27日)及び第6回(平成23年10月4日)の生活保護基準部会において、各委員から最低生活水準を検証する手法について報告されている。</p> <p>このうち、委員から報告のあった「主観的最低生活費の測定」を参考として、最低限度の生活の認識に関するモニター調査を行い、一般国民における最低限度の生活の認識を明らかにするとともに、現時点における主観的最低生活費の算出を試みることにより、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討の議論の基礎資料とする。</p> <p>(参考)社会保障審議会生活保護基準部会資料の掲載先(URL)<br/>①平成29年報告書(平成29年12月14日)<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188382.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188382.html</a><br/>②第5回資料(平成23年9月27日)<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001pqak.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001pqak.html</a><br/>③第6回資料(平成23年10月4日)<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qjkb.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qjkb.html</a></p> | <p>1. 具体的内容・手法<br/>主観的最低生活費に関する先行研究を参考(第6回社会保障審議会生活保護基準部会資料参照)として、最低限度の生活(各消費項目ごとの必要額など)に関する調査票の設計や調査方法を検討の上、一般国民に対してモニター調査を行い、現時点における主観的最低生活費の試算を行う。</p> <p>モニター調査を行うに当たっては、以下の条件に沿って調査を行うこと。なお、調査客体の確保に当たっては、世帯類型別、地域別及び所得階層別に、均一にサンプルを確保するための予備調査を行う必要があり、その際、サンプルに偏りが出ないよう十分な母集団を確保すること。</p> <p>(対象世帯類型)<br/>①若年単身世帯、②夫婦のみ世帯、③夫婦子1人世帯、<br/>④夫婦子2人世帯、⑤夫婦子3人世帯、⑥ひとり親子1人世帯、⑦高齢単身世帯、⑧高齢夫婦世帯</p> <p>(集計条件)<br/>・生活保護基準に定める3級地別<br/>・所得階層別<br/>※ 所得階層贈別の集計は、世帯類型や調査客体の所得分布を踏まえて設定すること。</p> <p>(調査票及び質問数)<br/>2種類の調査票を用い、各20問程度を想定</p> <p>(サンプル数)<br/>20,000以上を想定(1つの調査票につき10,000以上×2票)</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>1の結果を報告書に取りまとめること。<br/>取りまとめに際しては、試算にあたっての留意事項や課題なども考察の上、報告書に盛り込むこと。<br/>なお、本調査研究は、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発の検討に資するものとする。</p> | 1,500万円 |

|   |                                |   |   |         |
|---|--------------------------------|---|---|---------|
| 3 | MIS手法による最低生活費の試算に関する調査研究事業     | <p>現在、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連における相対的なものとして設定されているが、平成29年の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書(平成29年12月14日)において、一般低所得世帯の消費水準との均衡に着目する現行の検証手法について様々な課題が指摘され、その中で、最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、新たな検証手法の開発が求められるとの指摘がなされている。</p> <p>この生活扶助基準の検証手法の開発に関しては、第5回(平成23年9月27日)及び第6回(平成23年10月4日)の生活保護基準部会において、各委員から最低生活水準を検証する手法について報告されている。</p> <p>このうち、委員から報告のあった「MIS手法による最低生活費の推計」を参考として、一般市民の合意形成による現時点における最低生活費の算出を試みることにより、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発に向けた検討の議論の基礎資料とする。</p> <p>(参考) 社会保障審議会生活保護基準部会資料の掲載先(URL)<br/> ①平成29年報告書(平成29年12月14日)<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188382.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188382.html</a><br/> ②第5回資料(平成23年9月27日)<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001pqak.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001pqak.html</a><br/> ③第6回資料(平成23年10月4日)<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qjkb.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001qjkb.html</a></p> | <p>1. 具体的内容・手法<br/> MIS(Minimum Income Standard)手法による最低生活費に関する先行研究を参考(第5回社会保障審議会生活保護基準部会資料参照)として、生活保護基準におけるモデル世帯でもある夫婦1人世帯を対象に、一般市民の合意形成による現時点における最低生活費の試算を行う。</p> <p>2. 成果物(施策への反映)<br/> 1の結果を報告書に取りまとめること。<br/> 取りまとめに際しては、試算にあたっての留意事項や課題なども考察の上、報告書に盛り込むこと。<br/> なお、本調査研究は、今後の生活保護基準の新たな検証手法の開発の検討に資するものとする。</p>  | 1,500万円 |
| 4 | 福祉事務所における生活保護業務の実施体制に関する調査研究事業 | <p>様々な事情を抱える生活保護受給者の支援に当たり、福祉事務所においては、スーパーバイザー(SV)、ケースワーカー(CW)の他、専門的な知識を有する者の臨時雇用や、各種団体への業務委託が行われている。</p> <p>生活保護制度に関する国と地方の協議において、ケースワーク業務の在り方、事務負担の軽減等について総合的に検討していく必要があるとされており、今後の福祉事務所における生活保護業務の実施体制を検討するに当たり、その実態を悉皆的に把握することを目的とする。</p>   | <p>1. 具体的内容・手法<br/> ① 各福祉事務所における人員体制(正規職員、臨時職員など生活保護業務に関わるすべての者)とその役割分担について、悉皆調査を行い、整理・分析すること。<br/> ② 生活保護関連事業の各種団体への業務委託の状況について、悉皆調査を行い、整理・分析すること。<br/> ③ ①②の中で、有効的な事例を詳細に調査すること。更に、有効的な事例を踏まえ、生活保護業務のうち、ケースワーク業務から切り離して行うことがケースワーカーの負担軽減や生活保護受給者への効果的な支援につながるものについて分析すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/> 1の結果を報告書にまとめること。<br/> 報告書の内容については、今後の福祉事務所の在り方に関する検討の基礎資料として活用できるものとする。</p> | 1,000万円 |

|   |   |  |  |         |
|---|---|--|--|---------|
| 5 | 生活保護世帯に対するケースワーク業務負担軽減のための効果的なICT活用に関する調査研究事業 | <p>保護の適正実施と生活保護受給者の自立支援の両面を担うケースワーカーの業務は、組織内でOJTによりそのスキルとノウハウが継承されることが多いと考えられる中、福祉事務所においては、各職員の業務繁忙とベテラン職員の退職等により、従前のOJTによるスキルとノウハウの継承がままならない状況にある。</p> <p>そのような中で、ICT技術等を活用して新任のケースワーカーでも標準的なケースワークができる業務サポートの方法を構築することを目的とする。</p>  | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 適時適切に保護費を支給するためのスキルと、生活保護受給者の自立支援のノウハウについて、組織内で継承すべきものを把握し、整理・分析すること。</p> <p>② そのスキル・ノウハウを職員が交代しても組織内で伝承できるよう、ICT技術等を活用した業務サポートの方法を検討し、具現化すること。</p> <p>③ 具現化したものを、実際に福祉事務所で実験的に活用し、ケースワーカー等の業務負担軽減や適正な保護費の支給への寄与度など、その効果を検証すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>検証結果について報告書にまとめるとともに、ICT技術等を活用した業務サポートの方法について、汎用性がある形で基礎的な部分を示すこと。</p> <p>今後、福祉事務所において広く活用するための基礎資料として活用できるものとする。</p>  | 1,500万円 |
| 6 | 被保護者に対する就労支援時のアセスメントに関する調査研究事業                | <p>「経済・財政再生計画 改革工程表」(経済財政諮問会議決定(平成30年12月20日))において、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を2021年度までに65%とすることがKPI(重要業績評価指標)として設定されているが、事業参加率は従来より低調である。</p> <p>生活保護受給者が就労支援事業への参加に消極的な理由は「就労のメリットが感じられない」、「働く事の意義が見いだせない」等、様々であるが、支援にあたってはそれらの理由を定期的なアセスメント等によって十分に把握した上で、実施する必要がある。</p> <p>そこで、生活保護受給者の状態像を調査・分析した上で、理由に応じた効果的なアセスメント方法について、調査研究を行う。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>有識者、事業者、自治体による検討会を設置した上で、アセスメントの手法、必要なツール等について検討を行うとともに、実際に支援を行う自治体や生活保護受給者本人へのヒアリングやアンケートを通じて、アセスメントのための効果的な手法について研究を行う。</p> <p>なお、本研究を実施するにあたっては、厚生労働省社会・援護局が実施した「生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会」における議論や報告書等を参考にすること。</p> <p>(参考)生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会資料の掲載先(URL)<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_521848.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_521848.html</a></p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>生活保護受給者の個々の状況や支援の実施状況について調査・分析し、就労意欲のアセスメントについて報告書としてまとめるとともに、実際に行った支援を踏まえ、効果的な実施方法をまとめた手引きを作成すること。</p> <p>なお、手引きについては、自治体が支援を行う際に活用できるものとする。</p> | 1,500万円 |

|   |  |   |   |         |
|---|--|---|---|---------|
| 7 | <p>無料低額宿泊所等を利用する被保護者等の利用者の状態像を明らかにするための調査研究</p>              | <p>今般、生活保護法を改正し、サービスの質が確保された無料低額宿泊所等(以下「日常生活支援住居施設」という。)に、単独での居住が困難で支援を必要とする生活保護受給者が入居した場合、福祉事務所が事業者に日常生活上の支援の実施を委託する仕組みが創設された。</p> <p>このため、日常生活支援住居施設において、日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者の状態像と、その状態像の該当性を福祉事務所が判定する方法について調査研究を行う。</p>   | <p>1. 具体的内容・手法<br/>有識者、事業者、自治体による検討会を設置し、日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者の評価基準と、評価基準に基づき福祉事務所が該当者の判定を行うためのツールを作成・改良の上、実際に判定を行った福祉事務所から意見等を聴取し、判定方法の導入に向けた調査研究を実施する。</p> <p>なお、本研究を実施するにあたっては、厚生労働省社会・援護局が実施している「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」における議論等を参考にすること。</p> <p>(参考)社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会資料の掲載先(URL)<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_390337_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_390337_00001.html</a></p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>調査研究を踏まえ、各福祉事務所が日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者の評価基準と、評価基準に基づき福祉事務所が該当者の判定を行うためのツールを作成・改良すること。</p> <p>更に、各福祉事務所の意見を踏まえて当該ツールを円滑に活用するためのマニュアル等を作成すること。</p> | 1,500万円 |
| 8 | <p>日常生活支援居住施設において提供される日常生活上の支援の内容及び支援を行う人材育成のあり方に関する調査研究</p> | <p>今般、生活保護法を改正し、サービスの質が確保された無料低額宿泊所等(以下「日常生活支援住居施設」という。)に、単独での居住が困難で支援を必要とする生活保護受給者が入居した場合、福祉事務所が事業者に日常生活上の支援の実施を委託する仕組みが創設された。</p> <p>当該住居施設の入居対象としては社会福祉施設等に入所するほどではないが単独での居住が困難な者が想定されているが、そのような者に対する住居施設内での日常生活支援の支援や居宅移行に向けた支援の内容及び求められる水準、支援を行う人材育成のあり方について調査研究を行う。</p> | <p>1. 具体的内容・手法<br/>無料低額宿泊所等に入居する者に対する支援の内容及びその成果について調査分析した上で、有識者、事業者等による検討会を設置し、日常生活支援住居施設において提供する支援、居宅移行に向けた支援について、そのあるべき内容や支援の水準、及び当該支援を行う人材を育成するについて研究を行う。</p> <p>なお、本研究を実施するにあたっては、厚生労働省社会・援護局が実施している「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」における議論等を参考にすること。</p> <p>(参考)社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会資料の掲載先(URL)<br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_390337_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_390337_00001.html</a></p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>上記の調査研究を踏まえ、日常生活支援を実施する事業者等の参考とする報告書をまとめること。</p>   | 1,500万円 |

|    |                                 |  |  |         |
|----|---------------------------------|--|--|---------|
| 9  | 医療扶助の実施方式に関する実態調査及びあり方に関する研究事業  | 生活保護制度の医療扶助については、制度創設当初より、自治体が医療券や調剤券の発行をすることでその給付が行われている。今後その実施方式のあり方について見直しの必要性を検討する際の基礎資料とするために、自治体における運用の現状や課題等を把握し、運用可能な改善策について研究を行う。   | <p>1 具体的内容、手法<br/>全国の自治体もしくは抽出された自治体に対し、医療扶助の運用の現状や実施にあたっての課題等をアンケートや訪問によって調査するとともに、運用可能な改善策についても研究を行う。</p> <p>2 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>上記の調査内容について、<br/>・福祉事務所による医療機関の選定に係る状況<br/>・福祉事務所における医療扶助の事務量 等<br/>が明らかとなる形で、報告書としてまとめること。なお、報告書の内容については、運用可能な改善策の提言を盛り込むなど、今後の医療扶助の実施方式のあり方について検討する際の基礎資料として活用できるものとする。</p>   | 1,500万円 |
| 10 | 被保護者の健康管理に資する受診行動の適正化に関する調査研究事業 | <p>被保護者の中には医療機関の受診が必要であるにも関わらず受診しない者や、逆に必要以上に受診をしている者(頻回受診者)がおり、こうした者に対する指導・支援が求められている。このため、既に知見が蓄積されている方法や好事例等をまとめ、自治体向けに支援の参考となる資料を作成する。また、頻回受診者に対するより効果的な指導・支援方法を検討する。</p> <p>さらに、問題のある受診行動の背景には、地域社会からの孤立等の背景があることも指摘されており、活用可能な社会資源・サービスを被保護者が利用できるように調整することも重要である。このため、どのような者に対してどういったサービスを紹介すべきか等、実際に自治体が調整する際に有用な知見を調査・分析する。</p> | <p>1 具体的内容、手法<br/>①問題のある受診行動に対する勧奨や支援方法について、既に知見が蓄積されている方法や好事例等をまとめ、自治体向けに支援の参考となる資料を作成する。<br/>②頻回受診者に対するより効果的な指導・支援方法について、実務上実施が可能かどうかも含め、検討する。<br/>③医療面以外で支援の必要な被保護者を地域における他の社会資源・サービスが利用できるよう調整することについて、どのような者を対象とすべきか、どのような支援が望ましいか等の知見を先行して支援を実施している自治体の事例を活用するなどして調査・分析すること。</p> <p>なお、本調査研究事業の実施にあたっては、平成30年度社会福祉推進事業において実施された「社会的弱者への付き添い支援等社会的処方の効果の検証および生活困窮家庭の子どもへの支援に関する調査研究」及び「諸外国における低所得世帯の医療費等と利用量に関する調査研究事業」の報告書が今後とりまとめられる予定(2019年4月予定)であることから、当該事業において研究されている成果も踏まえること。</p> <p>2 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>問題のある受診行動に対する具体的支援方法や好事例をまとめ、自治体向けに支援の参考となる資料を作成すること。<br/>また、頻回受診者に対する指導・支援方法の検討結果及び医療面以外での支援について、報告書としてまとめること。<br/>報告書の内容については、頻回受診対策に向けた更なる取組や医療面以外での支援の必要性等、今後の方策のあり方を検討する際の資料として活用できるものとする。</p> | 1,500万円 |

|    |                                     |  |  |         |
|----|-------------------------------------|--|--|---------|
| 11 | 被保護者健康管理支援事業の実施に資する調査及び分析に関する調査研究事業 | <p>被保護者については、その健康状態や受診行動に問題を抱える者があると指摘されている。このため、全国の医療扶助レセプト等を用い、被保護者の健康状態や重複処方等を把握する。</p> <p>また、平成30年の生活保護法改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、2021年1月から必須事業として施行されることとなった。当該事業の実施に資するため、国は被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対してその結果を提供することとしている。このため、国による調査及び分析に関して、その適切な項目や手法について、他の統計調査等も参考として調査・研究を行う。</p>  | <p>1 具体的内容・手法</p> <p>①医療扶助実態調査を用い、被保護者の健康状態や受診行動等を分析する。また、NDB(National Database)等を用いて被保護者以外との比較も実施する。分析にあたっては、関連する厚生労働科学研究(平成29年-30年度「医療費適正化に向けた生活保護受給者の医薬品処方および生活習慣病の実態調査:大規模レセプト分析」)の成果も踏まえること。</p> <p>(参考)厚生労働科学研究の掲載先(URL)<br/> <a href="https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201701015A">https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201701015A</a></p> <p>②各自治体における被保護者健康管理支援事業の実施に資するよう、国による調査・分析項目案とその手法を検討し、提案する。また、試行的な分析を併せて実施する。検討にあたっては、保険者におけるデータヘルスの取組を参考とし、自治体の意見も踏まえながら、実効的な調査・分析項目となるよう留意する。なお、他の統計調査(社会医療診療行為別統計や医療給付実態調査等)との整合性にも可能な限り配慮すること。</p> <p>2 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保護者の健康状態や受診行動についての分析結果、被保護者以外との比較や考察を報告書としてまとめること。</li> <li>・保険者や先進的に健康管理支援を行っている自治体において参照されている項目についての知見のとりまとめ、それを踏まえた国による調査及び分析項目の案、試行的分析の結果、他制度との比較可能性、さらに医療扶助レセプトを用いた調査・分析にあたっての課題や課題解消のための等について報告書としてまとめること。</li> </ul> | 1,500万円 |
| 12 | 保護の実施機関における組織的運営管理のあり方に関する調査研究事業    | <p>多くの被保護世帯に対して的確な指導援助を行うとともに、多様多岐にわたる生活保護事務を適正に実施するためには、ケースワーカー個々の取組に委ねるには自ずと限界があり、組織的な運営管理が不可欠である。</p> <p>昨今、全国の保護の実施機関で発生している職員等による不正事案や被保護者による不正受給事案は、組織的な運営管理が不十分なことによって起こったものも少なくないと思料される。</p> <p>他方、組織的運営管理を的確に行うことで、ケースワーカーをはじめとした生活保護事務に携わる職員の負担が相当程度軽減されることも期待できる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、全国で様々な形で行われている「組織的運営管理」について収集分析を行うことで、効果的な組織的運営管理のあり方を提言することを目的とする。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 詐取、事務懈怠等の不正・不祥事案が発生した実施機関における事案の内容及び原因の分析を行う</li> <li>② 全国で発生している不正受給事案の内容及び当該ケースに対する決定事務等の妥当性等の分析を行う</li> <li>③ 都道府県・政令市が実施している監査結果を分析し、特に①、②に関して法第63条又は78条を適用した事例について、それらの発生要因や傾向の分析を行う</li> <li>④ 上記のほか、生活保護各種事務を適切に実施するための「組織的運営管理」を効果的に実施している事例を収集・分析する。</li> <li>⑤ ①～④を踏まえ、「組織的運営管理のあり方」を提言する。</li> </ol> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>保護の実施機関の組織的運営管理の課題や対応方策について報告書にまとめること。</p> <p>なお、報告書の内容については、国、都道府県及び指定都市本庁が実施機関に対して監査を行う際の基礎資料として活用できるものとする。</p>   | 1,000万円 |

|    |                            |   |   |         |
|----|----------------------------|---|---|---------|
| 13 | <p>援助方針の策定方法に関する事例研究事業</p> | <p>援助方針の策定に当たっては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第12の4により、「要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに具体的な援助方針を策定すること。」としているが、全国の保護の実施機関においては、個々の世帯の指導援助に具体的に結びつかず形骸化しているものも少なくなく、むしろ、個々のケースワーカーの負担感が増大している一因となっている状況も身受けられる。</p> <p>このため、援助方針の策定に関する組織的な取組事例を収集分析し、的確な援助方針の策定に向けた組織的手法を検討する。</p> <p>併せて、的確な援助方針の策定事例を集積し、「援助方針策定事例集」を作成する。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 援助方針の策定に当たって、組織的な策定方法が確立している保護の実施機関の具体的な策定方法事例を収集すること。</p> <p>② ①の方法により策定された援助方針をはじめ、実施要領に即した具体的な援助方針の事例を収集すること。又は事例を参考にして、世帯類型、世帯人員等様々なケースを想定した具体的な援助方針策定例を作成すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>「援助方針策定事例集」を作成し、全国の保護の実施機関に配布すること。</p> | 1,500万円 |
|----|----------------------------|---|---|---------|

(生活困窮者自立支援制度関係)

| No. | 個別課題名                                 | 課題の趣旨目的   | 想定される事業内容<br>(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)   | 上限額     |
|-----|---------------------------------------|---|---|---------|
| 14  | 生活困窮者自立支援制度における就労支援の効果的な実施に向けた調査研究事業  | 生活困窮者への就労支援(自立相談支援機関の行う就労支援、就労準備支援、認定就労訓練)の効果的・効率的な実施のために、各事業を実施している自治体へのヒアリング調査等を通じて、各就労支援の役割分担の明確化を図り、標準的な支援プログラムを開発する。 | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 各就労支援を実施している自治体へのヒアリング調査等により、各就労支援の果たす役割や実施すべき支援内容について分析すること。</p> <p>② ①を踏まえ、各就労支援の役割分担を明確化し、標準的な支援プログラムを開発すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>各就労支援の効果的・効率的な実施のための役割分担や標準的な支援プログラム等の内容について報告書としてまとめること。なお、報告書の内容を踏まえ、生活困窮者自立支援法の次期改正において就労支援のあり方を検討することとする。</p>   | 1,500万円 |
| 15  | 就労準備支援事業利用者に対する支援の評価指標作成・普及に向けた調査研究事業 | 生活困窮者への就労準備支援事業の効果的かつ適切な実施のために、支援の諸段階における対象者の現状を適切に把握し評価するための指標を開発・検証するとともに、当該指標を全国的に普及するための取組を実施する。                      | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 就労準備支援事業を実施している自治体へのヒアリング調査等により、支援の諸段階における対象者の現状を把握・評価するための指標を開発し、その有効性について検証すること。</p> <p>② ①で開発・検証した評価指標について、全国に普及するための取組を実施すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>就労準備支援事業の支援の諸段階における対象者の現状を把握・評価するための評価指標の内容について報告書としてまとめること。なお、当該評価指標は全国自治体で活用できる内容とすること。</p>   | 1,000万円 |
| 16  | 居住支援の在り方に関する調査研究事業                    | 生活困窮者をはじめとして、住宅の確保が必要な者に対する居住支援を全国的かつ施策横断的に実施していくため、各施策において行われている取組状況を把握するとともに、支援方法を策定する。                                 | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 地域において安定した生活が継続できることを目的として、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、生活困窮者自立支援法に基づく地域居住支援事業、社会福祉法に基づく社会福祉法人による地域公益活動等の関係各法に基づく取組み、その他制度に基づかない緊急時のシェルター確保など一時的及び恒久的な住まいの確保の取組み、入居のための支援及び入居を継続するための見守り等の支援方策等の取組みを把握するとともに、これらの情報提供やマッチングなどの支援の取組み状況を把握する</p> <p>② ①を踏まえ、住宅の確保、入居の支援、入居を継続するための支援などについて、福祉部局と住宅部局が連携して実施することを可能とする基本的な手法及び支援を担う者の資質について検討の上、手引きを作成する</p> <p>③ これらの具体的な支援手法を整理し、先進的な事例一覧や、関係施策における現在の取り組みを内容をまとめる</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>① 事業を実施していない地方自治体が居住支援に関する取組を実施するための手法や、支援を担う者の資質についてまとめた手引きの作成</p> <p>② 居住支援に関する先進的な事例集の作成</p> <p>③ ①及び②をまとめた報告書の作成</p> <p>これらは、居住支援を全国的かつ施策横断的に実施するための基礎材料として活用できるものとする</p> | 1,500万円 |

|    |   |  |  |         |
|----|---|--|--|---------|
| 17 | 不安定な居住状態にある生活困窮者の把握手法に関する調査研究事業                 | 終夜営業の飲食店や知人宅を転々とするなど、不安定な居住状態にある者に対して、地域で継続的・安定的な居住確保の支援を行っていくためには、その実態を把握することが必要であることから、把握に有効な手法を策定するとともに、実態調査を行う。  | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 現在、各自治体等が、様々な方法で実施している、不安定な居住状態にある者の調査手法について整理する。</p> <p>② ①を踏まえ、効果的な調査手法を開発等するとともに、それを実施するために必要な調査票等を策定する。</p> <p>③ 開発した調査手法や調査票等を使用して、モデル的に調査を実施し、調査手法と調査票の有効性等を確認する。</p> <p>④ モデル調査の結果を踏まえ、調査手法と調査票等について再検討し、これらを確定する。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>① 実現可能な調査手法と、有効な調査票の作成。</p> <p>② ①を踏まえた報告書の作成。</p> <p>策定した調査手法や調査票については、調査を実施する際の基礎資料として活用可能なものとする。</p>   | 1,000万円 |
| 18 | 子どもの学習・生活支援事業における生活習慣・環境改善に関する支援の先進事例に関する調査研究事業 | <p>生活習慣・環境改善に関する支援については、改正生活困窮者自立支援法による取組の強化が31年4月から施行されるが、現在は約半数程度の自治体しか取り組んでいない状況である。</p> <p>そのため、具体的な取組事例を示すことにより、生活習慣・環境改善支援の普及啓発を図り、未実施の自治体に対して支援の導入を促すこと、また、支援を開始したばかりの自治体等に対して支援内容の充実を促すことを目的とする。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①生活習慣・環境改善に関する支援を実施している自治体へアンケートを行い、取組内容を集約するとともに先進事例の候補を選定する。</p> <p>②先進事例の候補となった自治体へ調査依頼し、実施の背景、支援内容の詳細、支援の効果(個別の支援ケースを含む)、実施にあたっての留意点・苦労した点、今後の課題等を先進事例集としてとりまとめる。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>先進事例集については、未実施自治体等が生活習慣・環境改善に関する取組を開始・充実する際の参考資料となるものであること、また、自治体が実施する支援員向けの研修等において活用できるものとする。</p>  | 1,000万円 |
| 19 | 生活困窮者自立支援制度における県域研修実施の普及・促進に向けた調査研究事業           | 2020年度より各都道府県が生活困窮者自立支援制度に係る各自立相談支援機関の相談員向け県域研修を担うにあたり、現在の研修実施実態や現状、課題等を把握し、今後の目指すべき研修体系・実施方法等を明らかにすることにより、あるべき研修体系や県域研修実施の普及・促進を図る。   | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 各都道府県の研修体制の実態(実施体制、研修内容、研修ツールなど)と課題に関して、全国的状況を把握するとともに、個別にヒアリングを行い課題と求められる支援の内容を把握する。</p> <p>② ①を踏まえ、平成28年度の社会福祉推進事業で作成した都道府県研修教材の内容を精査し、各地の実情にそった教材や標準的カリキュラムを提案する。</p> <p>③ 併せて、e-learningや映像教材のあり方の検討と方策について検討し、研修そのものの質の向上や利便性のある学習の在り方についても検討する。</p> <p>④ ②及び③を踏まえ、今後求められる都道府県研修と国研修の体系整理を行い、目指すべき研修体系・実施方法などを提案する。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>研修体系や実施方法について報告書としてまとめること。</p> <p>特に、標準的カリキュラムの効果的な活用方法、実施体制、教材などを記載するとともに、インターネットを活用した研修の具体的な方法を提示するなど、自治体が実施する研修に活用できるものとする。</p> | 1,500万円 |

|    |   |  |  |         |
|----|---|--|--|---------|
| 20 | 就労準備支援事業及び家計改善支援事業にかかる支援実績の促進を図るための調査研究事業 | 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施にあたって、両事業の支援実績を更に促進させるための課題を整理するとともに、その課題解決に向けた方法の提示を目的とした調査研究事業  | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 現在、各自治体で実施されている就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援について、アンケート調査などにより支援実績が多い自治体と少ない自治体を比較し、支援実績が少ない自治体の課題を整理・分析を行う。また、支援実績が少ない自治体に対して、「なぜ、支援実績が少ないのか」その理由をヒアリング調査により把握し、その背景事情等を整理・分析を行う。なお、分析にあたっては、例えば、自治体規模別、体制別、地域性別等、自治体の個々の状況を勘案できるよう工夫すること。</p> <p>② ①を踏まえ、個々の事業毎に支援実績を更に促進させるための課題解決に向けた方法について検討する。</p> <p>③ ②で検討した内容を整理し、自治体の状況別に課題解決の方法をまとめ、提案できるよう報告書としてまとめること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援実績を更に促進させるため、その地域が抱える課題に対して解決する方法を提案できるよう報告書をまとめること。</p> <p>なお、就労準備支援事業や家計改善支援事業を実施する自治体に対して、支援実績を更に促進させるために活用できるものとする。</p> | 1,500万円 |
| 21 | 自立相談支援事業等における金銭管理が必要な者の対応のあり方に関する調査研究事業   | <p>生活困窮者自立支援の現場において、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用にまでは至らずとも、自ら家計管理が行うことが難しく、金銭管理が必要な者が生じてきている。(※)</p> <p>このため、自立相談支援事業や家計改善支援事業等において、当該金銭管理が必要な者に関するニーズの把握を行うとともに、その対応の状況や課題を整理・分析することにより、今後の対応の検討に当たっての基礎資料とすることを目的とするもの。</p> <p>(※) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(H29.12.15)においても、以下のとおり指摘されている。<br/>「成年後見制度(後見、補佐、補助)や日常生活自立支援事業の対象となるまでには至らずとも、家計管理とまではいえなくても金銭管理が必要な人が生じてきており、その対応を行うべきとの意見があった。」<br/>資料の掲載先(URL) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188276.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000188276.html</a></p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 福祉事務所設置自治体が実施する自立相談支援事業や家計改善支援事業等において、自ら家計管理を行うことが困難であって金銭管理が必要な者に関するニーズの調査及びその者への対応の状況及び対応に当たっての課題等に関する整理・分析を行うこと。</p> <p>② ①を踏まえ、自ら家計管理を行うことが困難であって金銭管理が必要な者への対応のあり方について検討を行うこと。</p> <p>③ 具体的手法としては、以下のとおり。<br/>・自治体に対するアンケート調査及びヒアリング調査により行い、それらの調査の実施に当たっては有識者(複数名)を選定の上、その意見を聴くこと。<br/>・上記調査結果等も踏まえた当該金銭管理が必要な者への対応のあり方の検討に当たっては、上記有識者の意見を聴くこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>上記調査結果やその整理・分析及びにその対応のあり方等に関する内容について報告書としてまとめること。</p> <p>なお、上記報告書については、今後の対応の検討に当たって、具体的な政策提言を含むものとする。</p>   | 1,500万円 |

(地域福祉課)

| No. | 個別課題名   | 課題の趣旨目的   | 想定される事業内容<br>(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)  | 上限額     |
|-----|---|---|--|---------|
| 22  | 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業 | <p>改正社会福祉法の公布後3年を目途に、包括的な支援体制(法第106条の3第1項)を全国的に整備することとされており、それに伴い包括的支援体制の構築に必要な多機関協働の中核を担う人材等の育成が求められている。その人材を各地域で育成するための手法を開発・実施し、効果を測ることを目的とする。</p> <p>(参考)地域共生社会関係資料掲載先<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html</a></p> | <p>1. 具体的内容・手法<br/>           ①有識者による検討会を設置し、包括的支援体制の構築に必要な人材に求められる機能をもとに、育成に必要な研修構成及びテキストを開発・作成すること<br/>           ②各地域で人材育成を実施するための手法を検討・開発すること。<br/>           ③研修をモデル的に実施(全国1箇所程度)し、その効果を検証すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>           上記内容について、報告書にまとめること。なお、報告書の内容については、今後の包括支援体制構築に向けた人材育成の検討に資するものとする。</p>  | 1,500万円 |
| 23  | 地域共生社会の実現に向けた政策のあり方及び事業展開に関する国際比較調査研究事業       | <p>地域共生社会の実現に向けた取組を展開している主要各国の政策のあり方及び事業の展開状況を調査し比較分析することで、我が国の国際的な位置付けを明らかにするとともに、今後の政策立案の参考にすることを目的とする。</p>   | <p>1. 具体的内容・手法<br/>           ①地域共生社会の概念に類似する政策(包括的支援体制の整備※1、インクルージョン政策※2)を推進している諸外国の政策及び実際の取組内容について、文献調査(必要に応じて現地調査)を実施し、国レベル、地域・自治体レベルに関する政策の両面から事例を収集。<br/>           ②収集した事例と我が国の取組を比較分析し、我が国の国際的な位置付けを明確にすること。<br/>           ※1 全世代を対象にした相談支援体制がない場合は、各種相談窓口の状況と連携体制について明らかにすること。また、複合化・複雑化した課題に対する支援体制の整備の状況について明らかにすること。<br/>           ※2 移民政策だけにとらわれず、広く社会的排除を対象にした政策について調査すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>           上記内容について、報告書にまとめること。<br/>           なお、報告書の内容については、今後の我が国の取組を検討していくにあたり、基礎資料として活用できるものとする。</p> | 1,500万円 |
| 24  | 地域共生社会の実現に向けた成果指標に関する調査研究事業                   | <p>厚生労働省が実施する「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」の成果を捉え、地域共生社会の実現に測る成果指標を策定することを目的とする。</p> <p>(参考)地域共生社会関係資料掲載先<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html</a></p>  | <p>1. 具体的内容・手法<br/>           ①有識者等による検討会を設置し、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(以下、モデル事業)」を実施する自治体を対象に成果を測るための調査を実施すること。<br/>           ②その上で、モデル事業を実施したことによる成果に基づき指標を策定し、妥当性についても検討すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)<br/>           上記内容について、報告書にまとめること。なお、報告書の内容については、自治体がモデル事業を活用しながら地域共生社会実現に向けた取組を推進していく後押しになるものとする。また、今後の施策の検討材料として活用できるものとする。</p>   | 1,000万円 |

|    |   |   |  |         |
|----|---|---|--|---------|
| 25 | 地域におけるひきこもり支援のあり方に関する調査研究事業   | ひきこもりの長期化・高齢化が指摘される中、今後ますますひきこもり者とその家族を地域で支援していくことが求められる。地域におけるひきこもり支援の先行事例を収集するとともに、支援の1つとして居場所の運営に必要な要素を明らかにし、それらを共有することで、地域におけるひきこもり支援が推進されることを目的とする。  | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>①有識者及び当事者等による検討会を設置し、地域におけるひきこもり支援の先行事例を収集し、事例集を作成すること。</p> <p>②さらに、居場所の運営に必要な要素を構造化し、運営者及び担い手向けのマニュアルを作成すること。</p> <p>③先行事例及び居場所の運営に関する研修会(全国3箇所程度)を実施すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>上記内容について、報告書にまとめること。なお、事例集やマニュアルは、自治体及び関係団体等が、ひきこもり支援の推進に向けて活用できるものとする事とともに、広く周知すること。</p>   | 1,000万円 |
| 26 | 被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を研究する事業 | <p>成年後見利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)では、<br/> 「これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要がある」、<br/> 「成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。」と記されている。<br/> 当該基本計画を踏まえ、被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を研究する。</p> <p>(参考)<br/> 成年後見利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku_tuti_1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku_tuti_1.pdf</a></p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 本人(被後見人、被保佐人、被補助人)が本人らしい生活を送れることができるよう、チームによる意思決定支援の下で本人の意思を汲み取り、本人の財産を本人の利益や生活の質の向上のために積極的に活用したり身上保護を行ったりする取組を全国的に進めるための研修の在り方についての検討</p> <p>② 成年後見人等が意思決定支援を踏まえた事務を行う上で、「意思決定支援を踏まえた成年後見人の事務のガイドライン(大阪意思決定支援研究会)」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」、「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」等それぞれの具体的な活用方法などについての検討</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の①及び②を踏まえた報告書を作成する<br/> なお、報告書の内容については、今後の我が国の取組を検討していくにあたり、基礎資料として活用できるものとする事</p> | 1500万円  |

(福祉・介護人材関係)

| No. | 個別課題名  | 課題の趣旨目的  | 想定される事業内容<br>(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)  | 上限額     |
|-----|--|--|--|---------|
| 27  | 元気高齢者に対する効果的なアプローチのための研修に関する調査研究事業               | <p>今後、生産年齢人口の減少が一層進むことが見込まれる中で、元気高齢者に福祉分野へ参画していただくことが重要である。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、福祉(医療)分野の未経験である高齢者が、福祉(医療)分野への参画のきっかけとなるような研修の内容や実施方法について調査研究を行う。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 退職前後の高齢者が福祉(医療)分野へ参画を促すような研修の内容を検討すること。</p> <p>② 上記検討結果を踏まえ、全国数カ所でパイロット事業を実施すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめるとともに、研修プログラム等を作成すること。</p> <p>※事業実施の際には、福祉分野への参画を希望する元気高齢者と地域の事業所との効果的なマッチング方策に関する調査研究事業(No.28)と連携を図ること。</p>  | 1,500万円 |
| 28  | 福祉分野への参画を希望する元気高齢者と地域の事業所との効果的なマッチング方策に関する調査研究事業 | <p>今後、生産年齢人口の減少が一層進むことが見込まれる中で、元気高齢者に福祉分野へ参画していただくことが重要である。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、福祉(医療)分野の未経験であり、参画を希望する高齢者が、身近な地域の事業所に効果的なマッチングの実施方法等について調査研究を行う。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 平成30年度より介護従事者の確保対策を支援するために実施している介護に関する入門的研修にかかるマッチング支援(地域医療総合確保基金事業)について、地域の好事例を収集・分析すること。</p> <p>②①の結果を踏まえ、元気高齢者が身近な地域の事業所への就労や、ボランティアとしての参画ができるよう、効果的なマッチングの実施方法を検討すること。</p> <p>② 上記検討結果を踏まえ、全国数カ所でパイロット事業を実施すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。</p> <p>※事業実施の際には、元気高齢者に対する効果的なアプローチのための研修に関する調査研究事業(No.27)と連携を図ること。</p> | 1,500万円 |

|    |  |  |  |         |
|----|--|--|--|---------|
| 29 | <p>現任社会福祉士に対する実践力向上のための育成等に関する調査研究事業</p>       | <p>社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告(平成30年3月27日)において、現任の社会福祉士の学び直しや育成に関して、就労先の事業所が社会福祉士の自己研鑽の意義を理解し、スーパービジョンへの理解が重要であるとされている。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、改正が予定されている新養成カリキュラムも踏まえ、社会福祉士が新たに求められる役割や機能を果たせるよう、現任社会福祉士の育成・研修の内容や体制(スーパービジョン体制及び方法等)に関する調査・研究を行う。</p> <p>(参考)福祉人材確保専門委員会報告書掲載先<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html</a></p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 社会福祉士養成課程の見直しに沿った現任研修の内容について、既存の研修内容や体制等の見直し及び研究を行うこと。</p> <p>② スーパーバイザー養成のための研修プログラムや教材を開発し、試行研修を実施すること。</p> <p>③ 現任のスーパーバイザーを対象としたフォローアップ用の教材を開発すること。</p> <p>④ グループスーパービジョンの普及にむけた検討を行うこと。</p> <p>⑤ スーパービジョン体制の整備にむけたシンポジウムを開催すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめるとともに、研修プログラム、レジュメ・映像教材を作成すること。</p> | 1,500万円 |
| 30 | <p>社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業</p> | <p>社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告(平成30年3月27日)を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた体制構築に必要なソーシャルワークの機能を社会福祉士が担うための実践能力を明らかにし、その能力を身につけるための養成カリキュラム等の見直しが行われることとされている。</p> <p>本調査研究事業においては、この新しいカリキュラムによる教育が効果的に実施されるよう、養成課程における教育内容及び教育体制等に関する調査・研究を行う。</p> <p>(参考)福祉人材確保専門委員会報告書掲載先<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000199561.html</a></p>                      | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 改正後の新カリキュラムに沿った効果的な教育内容(教授方法、評価等)及び教育体制等について調査・研究を行うこと。</p> <p>② 社会福祉士養成課程の教員及び教員講習会並びに実習指導者及び実習指導者講習会を対象とした教授・指導方法に関する「手引き」を作成すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめるとともに、その「手引き」を作成し配布すること。</p> <p>なお、「手引き」は、教員が授業を行う上で必要な具体的教育内容、留意点等を明らかにし、実践現場で活用できるようなものとするよう配慮すること。</p>                            | 1,500万円 |

|    |                                   |   |   |         |
|----|-----------------------------------|---|---|---------|
| 31 | 介護福祉士養成における効果的な介護実習のあり方に関する調査研究事業 | <p>平成30年度の介護福祉士養成カリキュラム見直しにより、介護実習に新たに「教育に含むべき事項」が定められた。また、介護実習の目的やねらいを実習施設と共有することや、実習指導の質の向上を目指した取組が必要である。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、養成施設及び実習生を受け入れる施設・事業所において、介護実習をより効果的に実施できる環境の構築に関し調査・研究することを目的とする。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 全国で介護実習関係者を対象としたフォローアップ研修を実施できるよう、カリキュラム見直しを踏まえ研修内容を検討すること。また、その講師を養成する集合研修を実施すること。</p> <p>② 当該養成研修修了者が講師となり、各地で、職能団体、養成教育団体及び事業者団体が連携した形で、フォローアップ研修を実施すること。</p> <p>③ フォローアップ研修修了者に対し、その後行われた介護実習時の対応についてのアンケート調査を実施し、当該研修の効果測定を行うこと。</p> <p>④ その他、具体的な実習展開例等の集約を行うなど、より効果的な介護実習の展開方法等について研究を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめるとともに、研修プログラム、レジュメ・映像教材を作成し、これを報告書に盛り込むこと。</p> <p>また、効果測定(アンケート調査)の結果を踏まえ、当該フォローアップ研修のあり方等について整理するとともに、より効果的な介護実習の展開方法等を整理し、その内容をとりまとめ、介護実習において活用できるよう介護実習関係者へ配付すること。</p> | 1,500万円 |
|----|-----------------------------------|---|---|---------|

|    |   |  |  |         |
|----|---|--|--|---------|
| 32 | 介護福祉士の資格取得後のキャリアアップ及び専門性の高度化に向けた調査研究事業        | <p>高齢化の進展に伴い、高齢者の増加及び介護人材の不足が指摘される中、認知症や医療的ケアなど介護ニーズが複雑化、多様化等してきている。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、介護福祉士の資格取得後のさらなる専門性の高度化を促進し、介護人材の中核的な役割を担う介護福祉士の質の向上、また、キャリアアップを促進することを目的とする。</p>  | <p>1 具体的内容・手法</p> <p>① 現在一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構で行われている認定介護福祉士養成研修における課題学習について、受講者の習得度を高めつつ、より効率的・効果的なものとする手法（例えば、WEBコンテンツのような学習コンテンツ）を検討・開発すること。</p> <p>② 認定介護福祉士養成研修の講師（候補者を含む。以下同じ。）を対象に教授内容や教授方法を改善・向上させるための研修を行い、より効果を得ることができる研修内容等について検討を行うこと。</p> <p>2 成果物及び活用方法（施策への反映）</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。</p> <p>また、開発した学習コンテンツを研修実施機関に配布するとともに、講師を対象とした研修でのとりまとめ結果を整理し、研修実施機関や講師に配布すること。</p>                           | 1,500万円 |
| 33 | 介護過程展開の実践力向上のための調査研究事業                        | <p>介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するために、適切に利用者等のニーズ・課題を捉えた上で支援を行っていく介護過程の展開（アセスメント→介護計画の作成→介護の実施→モニタリングによる評価→必要に応じて介護計画の見直し）の実践力が求められている。しかしながら、現状では、自らの役割として介護過程の展開に中心に関わっている介護職は少ないことが、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告（平成29年10月4日）において指摘されている。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、介護過程の教授法について実践研究を行い、介護福祉士養成教育や介護現場における介護過程の展開の実践力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（参考）福祉人材確保専門委員会報告<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000179736.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000179736.html</a></p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 介護福祉士養成における介護過程の教授法について情報収集し内容について再検討すること。</p> <p>② 介護実習において、介護福祉士養成施設と介護現場の介護過程の実践教育事例を収集し、展開事例を分析すること。</p> <p>③ ①・②の結果を踏まえ、介護過程の展開の教授方法について、モデルケースを含めた手引書を作成すること。</p> <p>④ ③で作成した手引書をもとに、介護福祉士養成校の教員、介護現場の実習指導者が連携した研修を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法（施策への反映）</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめるとともに、作成した手引きを、介護教員講習会、及び実習指導者講習会で活用できるようにすること。</p>  | 1,500万円 |
| 34 | 介護職種における技能実習指導員から技能実習生への適切な技能移転のあり方に関する調査研究事業 | <p>技能実習制度に基づき介護職種における技能実習が行われているところであるが、技能実習指導員の質を高め、技能実習生への技能移転をより円滑に行う必要がある。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、技能実習指導員の質を高めるために必要な標準的な指導方法について検討するとともに、その結果を踏まえた技能実習指導員向けの指導マニュアル（仮称）等を策定し、技能実習生への円滑な技能移転を推進することを目的とする。</p>   | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 技能実習指導員の取組の実態を把握するとともに、その質を高めるために必要な方策等について、有識者や実習実施者等の意見を踏まえて整理すること。</p> <p>② ①を踏まえ、技能実習指導員の質を高めるために必要な標準的な指導方法について検討すること。検討にあたっては、指導を受ける側の技能実習生の意見等も取り入れること。</p> <p>③ ②を踏まえ、技能実習指導員向けの指導マニュアル（仮称）のほか、円滑に技能移転を行うための支援ツールを作成すること。</p> <p>2. 成果物</p> <p>技能実習指導員に求められる標準的な指導方法や技能実習指導員向けの指導マニュアル（仮称）その他上記に関する内容について報告書としてまとめること。</p> <p>なお、本事業で作成した成果物は技能実習生の受入れ施設等において積極的に活用されるよう広く周知を行うこと。</p> | 1,500万円 |

(社会福祉施設・社会福祉法人関係)

| No. | 個別課題名                                      | 課題の趣旨目的   | 想定される事業内容<br>(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)   | 上限額     |
|-----|--|---|---|---------|
| 35  | 小規模社会福祉法人を中心とした財務会計に関する事務処理体制支援等に関する調査研究事業 | <p>社会福祉法人のガバナンス強化等を目的とした平成28年の社会福祉法改正により、一定規模以上の法人に会計監査人の設置が義務化され、これにより大規模法人の適正な財務報告の質が制度的に担保されるようになった。</p> <p>他方、社会福祉法人は規模の小さい法人が大多数であり、これら小規模法人の適正な財務報告の質を確保する必要性が指摘されている。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、小規模法人が財務会計に関する適正な事務処理を行うために必要な体制や支援について、調査・分析を行い、その結果を取りまとめること等を通じて、小規模法人の適正な財務報告に資することを目的とする。</p>  | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 小規模な社会福祉法人へのヒアリング等を通じ、実際の財務会計に関する事務処理体制と事務処理状況等について事例を収集すること。</p> <p>② ①で収集した事例を踏まえ、公認会計士や税理士等の会計専門家との関わり方を含め、財務会計に関する事務処理体制の強化に向けた課題を分析し、必要な体制や支援について検討した上で、法人の事務処理体制や専門家による支援等に関する標準的な在り方を定めたガイドラインを作成すること。</p> <p>③ その他、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施事例を含め、複数法人により、財務会計、人事労務管理等の協働化を図り、効率的な事務処理体制を構築している好事例を収集し、取りまとめること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。なお、ガイドラインについては、社会福祉法人の実務担当者等が容易に理解でき、実際の事務処理に活用できるような内容とすること。</p> | 1,500万円 |
| 36  | 社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業                     | <p>社会福祉法人がサービス利用者や地域のニーズに対応していくためには、法人の規模の拡大が一つの方策であることが各種検討会において報告されている。</p> <p>また、合併等による法人の規模の拡大は職員のキャリアパスの構築・処遇改善や法人の後継者不足などへの対応にも資すると考えられる。</p> <p>他方、合併等のニーズはあっても手続きが複雑であったり、事業譲渡については定型的なルールが明確でないなどの理由から、現状では合併等について検討することは困難という意見もある。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、社会福祉法人の合併・事業譲渡の現状について調査するとともに、現場における合併等の様々なニーズや制度的な課題等を把握した上で、対応策を検討すること等を通じて、法人の合併・事業譲渡に関するニーズに円滑に対応していくことを目的とする。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 合併及び事業譲渡について、実例を踏まえ、その理由や手続上の課題、その効果等について、社会福祉法人に対するアンケート調査やヒアリングなどを通じ、事例を収集すること。</p> <p>② ①で得た情報を踏まえ、合併等についての具体的なニーズや制度面や手続面での課題などを整理・分析し、合併等に関する標準的な手続きの在り方を定めたガイドラインを作成すること。</p> <p>③ ②のガイドラインを受け、既存の「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」の内容も踏まえつつ、社会福祉法人の実務担当者向けのマニュアルを作成すること。</p> <p>2. 成果物</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。なお、ガイドライン及びマニュアルについては、社会福祉法人の実務担当者等が容易に理解でき、実際の事務処理に活用できるような内容とすること。</p>   | 1,500万円 |

|    |                              |   |   |         |
|----|------------------------------|---|---|---------|
| 37 | 社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業 | <p>社会福祉施設等においては、高齢者、障害者等日常生活上の支援が必要な者が多く利用していることから、災害時にあってもサービス提供が維持できるような体制を整備しておくことが必要になる。</p> <p>そのためには、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める事業継続計画(BCP)を策定することが有効と考えられるが、現状、必ずしも普及していない。</p> <p>その原因については、社会福祉施設等におけるBCPの認知度の低さや、その有用性や実際の取組事例といったエビデンスが乏しいことが考えられる。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、実際にBCPが活用された事例等を収集し、その有用性や実際のBCP策定事例を紹介するとともに、その必要性を広く周知すること等を通じて、BCP策定の普及促進を図ることを目的とする。</p> | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 社会福祉施設等におけるBCP策定状況の実態把握を行うとともに、災害時等における実際のBCPの活用事例等について、ヒアリング等を通じ、事例を収集すること。</p> <p>② ①の事例なども踏まえ、地域の特性に応じたBCPの設定項目とその効果等について分析・検証を行い、BCPにおいて標準的に盛り込むべき内容を明確化すること。</p> <p>③ ②を踏まえ、社会福祉施設等におけるBCPの標準様式を作成すること。</p> <p>④ その他、①から③までの作業を踏まえつつ、災害時における社会福祉施設等に生じうる被害と、その対応策等について研究を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。なお、報告書の中ではBCPの設定項目やその必要性、標準様式の記載要領等を詳述し、福祉関係者が現場で活用できるよう配慮すること。</p>  | 1,500万円 |
| 38 | 災害福祉派遣チームの育成に関する調査研究事業       | <p>近年、自然災害が数多く発生する中で、避難所における高齢者や障害者など災害時要配慮者の福祉ニーズへの対応が課題となっている。</p> <p>こうした中、各都道府県においては、災害福祉支援ネットワークを構築し、避難所等において災害時要配慮者への福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」の派遣体制の整備が進められているが、今後の広域災害を踏まえれば、各都道府県チーム間の連携の深化が必要であることから、各都道府県レベルでのチーム員等の育成方法や内容を一定程度共通化・標準化していく必要がある。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、各都道府県レベルで共通・標準的に実施すべき研修の在り方、育成のスキーム等について調査研究を行うことを通じて、全国のチーム員の資質の確保、チーム間の連携の深化を図るものである。</p>       | <p>1. 具体的内容・手法</p> <p>① 各都道府県を中心とした災害福祉支援ネットワークの下での「災害派遣福祉チーム」のチーム員等に対する研修の実施状況、内容、育成スキーム等に関する現状把握のための調査を行うこと。</p> <p>② ①の調査結果を踏まえて課題分析を行い、チーム員に対して標準的に実施すべき研修のモデルカリキュラムを作成すること。</p> <p>③ 災害派遣福祉チームの指揮命令を行う事務局員に対して標準的に実施すべき研修のモデルカリキュラムを作成すること。</p> <p>④ ②・③を踏まえつつ、チーム員及び事務局員の習熟度に応じた育成スキームの在り方について研究を行うこと。</p> <p>⑤ その他災害派遣福祉チームのチーム員等の資質の確保に資する調査研究を行うこと。</p> <p>2. 成果物及び活用方法(施策への反映)</p> <p>1の結果を報告書として取りまとめること。なお、モデルカリキュラムについては、可能な限り教授すべき内容を詳述するとともに、背景や目的等の解説を付し、地方自治体や福祉関係者が現場で有効に活用できるよう配慮すること。</p> | 1,500万円 |

(矯正施設退所者支援)

| No. | 個別課題名                                 | 課題の趣旨目的  | 想定される事業内容<br>(具体的内容、手法、成果物及び活用方法)  | 上限額     |
|-----|---------------------------------------|--|--|---------|
| 39  | 矯正施設を退所した障害者・高齢者等の支援に係る人材育成に関する調査研究事業 | 矯正施設を退所した障害者・高齢者等に対する支援については、司法制度に関する知識や、関係機関との連携、対人支援におけるノウハウなどの様々なスキルが求められるところ、これらの支援を担うことのできる人材の育成を目的とした研修体系を構築する。  | <p>1. 具体的内容・手法<br/>           矯正施設を退所した障害者・高齢者等の支援者の人材育成を目的として、地域生活定着支援センター職員の初任者及び中堅者のスキル等の向上に資する研修カリキュラム及び研修テキストを作成すること。<br/>           作成に当たっては、学識者や実務者による研究委員会を設置するとともに、上記カリキュラム等による研修を試行するなどして検証を行うこと。<br/>           なお、支援者が悩みを抱えやすい事案や支援困難な事案への支援の観点から、同センターにおける効果的なOJTやスーパーバイズに関する手法等についても配慮すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法<br/>           研修カリキュラム及び研修テキストを作成し、また、結果を具体的に報告書としてとりまとめること。<br/>           なお、研修テキストは福祉的な支援を行う機関・団体や自治体においても参考となるものとする。</p>  | 1,000万円 |
| 40  | 矯正施設を退所した女性の知的障害者等の地域生活の支援に関する調査研究事業  | 矯正施設を退所した知的障害者等に係る近年の調査研究において、女性に着目したものは存在しない。<br>矯正施設を退所した女性には、被虐等の被害体験、性被害による心的外傷、摂食障害、妊娠・出産等の事情を抱えているなどの特性があることから、その特性に配慮した地域生活における福祉的な支援のあり方について調査研究を行う。 | <p>1. 具体的内容・手法<br/>           矯正施設在所中又は退所した女性の知的障害者等について、<br/>           ○アンケート・ヒアリング調査等による実態把握<br/>           ○上記を踏まえ、その特性を踏まえた地域生活における福祉的な支援における課題等についての整理・分析を実施すること。<br/>           実施に当たっては、学識者や実務者による研究委員会の設置するとともに、知的障害者等に関するテキストを活用した基礎的な内容と上記研究の中間結果や他の先進的な調査研究の結果(例:矯正施設退所後の住まいの変遷に着目した調査研究)も踏まえたより実務的な内容からなる専門研修を開催し、支援者である福祉関係者等が支援を行う際に参考となるものとなるように配慮すること。</p> <p>2. 成果物及び活用方法<br/>           1の結果を具体的に報告書としてとりまとめること。<br/>           なお、成果物については、地域生活における効果的な支援のあり方や方策を研究する上で基礎的なデータ・資料となるものとする。</p> | 1,000万円 |

(その他)

| No. | 個別課題名                           | 課題の趣旨目的   | 想定される事業内容<br>(具体的内容、手法、成果物及び活用方法) | 上限額     |
|-----|---------------------------------|---|-----------------------------------|---------|
| 41  | その他個別課題に関連すると認められる先駆的・試行的調査研究事業 | 地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的取組に関する調査研究のうち、上記に関連する調査研究を実施すること。 | —                                 | 1,000万円 |